

# 2010年度 事業計画

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

## 1. 基本方針

昨年の9月に新政権が誕生し、我が国の障害者施策は大きく変わろうとしています。政府は、障害者権利条約の批准に伴う国内の法制の見直し、整備の検討を進めるため、内閣に障害者制度改革推進本部を設置し、その下に障害者団体が過半数を占める障害者制度改革推進会議を設けました。

この会議で、新たな障害者差別禁止法や障害者虐待防止法の制定とともに障害者施策に関する法律や制度の見直しについての検討が進められており、障害当事者や障害者関係団体から大きく注目されています。

福祉分野では、障害者自立支援法を廃止と障がい者総合福祉法(仮称)の制定に向けた検討が始まりました。教育分野ではインクルーシブ教育を踏まえた見直し、また、就労や所得保障のあり方など、障害者すべてが、地域社会で他の人との平等を基礎として、あたりまえの暮らしが実現できるような制度改革の活発な議論が期待されます。

知的障害のある人たちにとっても、地域でのくらしを実現したり、そのくらしを豊かなものとするためには、地域での権利擁護システムの構築や家族支援、所得保障、福祉サービス、特別支援教育、就労支援等の様々な施策に係る制度改革と充実が必要です。

この機に、本会は当事者団体として原点に立ち、知的障害のある人たちとその家族が、各ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、障害者制度改革推進会議において、教育、福祉、雇用等の分野について提言を行うとともに、国に対する積極的な運動を展開していきます。

そのため、本会会員に対して適切な情報を適宜提供し、会員の願いや意見の集約を図ります。同時に、知的障害のある人たちやその家族が当面する様々な課題や問題を着実に解消し、また、国民への啓発活動と地域における権利擁護システムの構築に努めます。

### <基本テーマ>

権利擁護の推進と豊かなくらしの実現

### <重点目標>

- (1) 育成会組織の充実・強化と財政の健全化・基盤強化
- (2) 障害児の療育・教育の充実と子育て支援・家族支援の推進
- (3) 障害の内容や医療的ケアなど様々なニーズのある人たちへの支援体制の整備推進
- (4) 社会参加と豊かなくらしの実現できる地域づくりの推進
- (5) 権利擁護システムの構築
- (6) 権利条約の批准に伴う国内法制の整備促進

## 2. 事業計画

### (1) 組織の充実・強化と財政の健全化・基盤強化

育成会組織の有機的連携と円滑な運営を図り、情報や問題意識の共有に基づく育成会運動の発展のため、次のとおり組織の充実と強化に努めるとともに、それを支える財政の健全化と基盤強化を図ります。

#### ① 組織運営の円滑化

- ア) 諸規程の見直し・整備
- イ) 組織のあり方の検討
- ウ) 組織運営・活動の効率化
- エ) IT化の推進
- オ) 全国事務局長会議の開催

#### ② 会員の拡大と財政基盤の強化

- ア) 地域育成会の活性化
- イ) 賛助会員・特別賛助会員(いんくるさぼ)の積極的拡大
- ウ) 機関誌「手をつなぐ」の発行・普及
- エ) 育成会のしおりの作成・配布

#### ③ 各種専門委員会の活動推進

##### ア) 総務委員会

諸規程の見直し、整備並びに育成会組織並びに運営における諸課題について検討。

##### イ) 政策委員会

障害者自立支援法の改正等当面の諸課題並びに障がい者総合福祉法(仮称)の制定に向け、意見集約を図り、提言内容を検討、作成。併せて、障害児・者施策全般についての政策提言について検討。

##### ウ) 「手をつなぐ」編集委員会

本会会員等に対する情報誌「手をつなぐ」(月刊誌)の編集、企画。

##### エ) インターネット委員会

インターネットを活用した広報・啓発活動のため「ビデオスケッチ」(動画)の企画、検討等。

##### オ) 「ステージ」編集委員会

本人向け情報誌「ステージ」(季刊)の編集、企画。

##### カ) 幼児・学齢期委員会

幼児期、学齢期における子育て支援、特別支援教育等のあり方と方向性について検討。  
また、特別支援教育に関する勉強会の企画・運営。

##### キ) 就労支援委員会

一般就労の推進に向けた支援の在り方の検討と啓発セミナーの企画・運営、各地の就労支援における課題把握と体制整備の促進。

##### ク) 権利擁護委員会

成年後見制度の課題検討と普及・啓発並びに権利擁護システムのあり方について検討。  
権利擁護セミナーの企画・運営。権利擁護推進のための啓発資料の作成・普及。併せて、障害者虐待防止法、障害者差別禁止法の検討。

#### ケ) 本人活動推進委員会

全国における本人活動の推進と育成会活動への本人の意見の反映。

#### コ) 国際活動委員会

I・Iを中心とした国際的組織の活動への参画と海外情報の収集並びに会員への海外情報の提供。また、障害者権利条約に関する本人への情報提供。アジア太平洋障害開発センター(APCD)による専門家の派遣並びに受入れ等。

#### サ) 地域づくり委員会(特別委員会)

地域における知的障害者並びにその家族を支えるネットワークづくりや社会資源の活用のあり方と方向性について検討。

#### シ) 財政再建検討委員会(特別委員会)

本会の緊急課題である財政の健全化と基盤整備のため、1年以内を目途に、その具体的方策について検討し、まとめる。

### (2) 対外活動

本会の運動をより効果的に推進し、広く知的障害児・者施策の充実を図るため、関係機関・関係団体との連携・協力の強化に向け、次のとおり、対外活動を積極的に推進します。

#### ① 政策提言

障害者自立支援法下における諸課題の解消と障がい者総合福祉法(仮称)のあり方、障害児の福祉サービス、子育て支援、特別支援教育、就労支援などに関する提言。また、障害者権利条約の批准に伴う国内法制の整備について提言。

#### ② 関係機関・団体との連携強化

関係省庁等への働きかけと連携強化、JDF(日本障害フォーラム)、全国社会福祉協議会、発達障害福祉連盟等関係団体との連携強化。

#### ③ 第46回発達障害福祉月間への協力

発達障害福祉月間への参画と協力推進。

### (3) 相談

全国の本人・家族の抱える悩みや疑問、問題について、相談やカウンセリングなどにより、それらの解消を図るため、次の事業を実施します。

#### ① 本人・家族相談(全国心身障害児福祉財団補助事業)

ア) 中央相談室の運営

イ) 本人向け相談

ウ) 地方相談支援(巡回相談・講師派遣・資料提供)

#### ② ピアカウンセラーの配置・養成(厚生労働省働く知的障害者からのメッセージ発信事業)

・中央1名・7ブロック各1人

#### ③ ピアサポート体制の整備

家族支援・障害認識ワークショップの普及

### (4) 広報・啓発

全国の本人・家族のくらしや活動に関する情報や障害児・者施策の動きや本会のそれらに対す

る取組みなどの情報を伝える一方、様々な課題や問題について共有し、広く、家族・本人の理解を促進するため、次の事業を実施します。

- ①月刊誌「手をつなぐ」の発行・普及(無料配布分は子ども未来財団補助事業)
- ②各地方育成会への情報提供(「速報」等)
- ③インターネットを活用した情報提供と啓発
  - ア)ホームページの充実
  - イ)インターネットテレビ「ビデオスケッチ」の充実(子ども未来財団補助事業)
- ④各種啓発資料・図書の発行・普及
  - ア)広く知的障害に対する理解を促進するための啓発資料・図書の作成、普及
  - イ)インターネットテレビ「ビデオスケッチ」のDVD化による啓発、普及
  - ウ)本人向け情報誌「ステージ」並びに啓発図書の発行・普及
- ⑤「こころの友」運動の推進

## (5) 大会・研修

我が国における障害児・者施策の現状と課題について討議・研修するとともに、本人・家族の抱える課題や問題について情報交換し、今後の方向性を探るため、次のとおり、大会・研修会等を開催します。

- ①全国大会(福島県)の開催(東北地区と共催)
- ②ブロック大会の開催(本会からの助成金支援)
- ③大都市問題協議会の開催
- ③各種セミナーの開催
  - ア)権利擁護セミナー
  - イ)就労支援セミナー(中央)(厚生労働省「働く知的障害者からのメッセージ発信事業」)
  - ウ)リーダーシップセミナー
  - エ)行政説明会
  - オ)地域活動・就労支援事業所連絡協議会全国大会(北九州市)の開催(日本自転車振興会補助事業)
  - カ)地域活動・就労支援事業所パワーアップ研修会(6ブロック)の開催(日本自転車振興会補助事業)
  - キ)その他必要に応じて開催
- ④療育研修(全国心身障害児福祉財団補助事業)
  - ・ボランティア研修・療育キャンプ・保護者研修
- ⑤各地研修会への協力(講師の派遣・紹介等)

## (6) 生活・活動支援

地域で暮らす知的障害のある人たちの生活支援や就労を含めた活動支援とその家族への支援を推進し、暮らしの安心と充実に取り組みます。

- ①子育て支援・家族支援の推進・強化
  - 学齢期・幼児委員会を中心に、幼児期、学齢期における子育て支援、特別支援教育等のあり方と方向性について検討。
- ②地域生活支援の推進・強化

地域づくり委員会を中心に、地域における知的障害者並びにその家族を支えるネットワークづくりや社会資源の活用のあり方、ライフステージに応じた支援のあり方について検討。

③就労支援体制の充実・強化(厚生労働省「働く知的障害者からのメッセージ発信事業」)

ア)就労支援委員会の開催

- ・セミナーの企画並びにセミナーテキストの作成
- ・就労支援システムの研究並びに啓発資料の作成

イ)就労支援セミナー(中央)の開催\*再掲

ウ)就労ピアカウンセリングの推進(厚生労働省「働く知的障害者からのメッセージ発信事業」)

- ・中央ピアカウンセラーの配置
- ・ピアカウンセラーの養成研修の実施
- ・親等による意見交換会の開催(年2回、7ブロックで実施)

④地域活動・就労支援事業所協議会の運営

ア)事業所協議会運営委員会の開催(年4回程度)\*再掲

イ)「事業所協議会ニュース」の発行(原則2ヶ月に1回)

ウ)パワーアップ研修会の開催 6ブロック(日本自転車振興会補助事業)\*再掲

エ)全国大会の開催(日本自転車振興会補助事業)\*再掲

オ)小規模事業所に関する実態調査

カ)今後の地域活動・就労支援事業所のあり方の検討

キ)事業所協議会の今後の方向性の検討

## (7) 権利擁護の推進

知的障害のある人たちの地域生活を進めていく上で、成年後見制度の普及や権利擁護のシステムの構築、障害者権利条約の批准に伴う法制の整備が必要です。同時に、地域における知的障害に対する理解の促進が求められています。そのために、次の事業を実施します。

- ①成年後見制度の課題解消と普及・啓発
- ②知的障害に対する理解を促進するための啓発資料の作成、普及
- ③権利擁護システムの構築推進
- ④障害者虐待防止法、障害者差別禁止法の制定推進
- ⑤法律相談

## (8) 本人活動支援

知的障害のある人たちが、相互に支えあうとともに社会の様々な場面に参画し、本人の意向や考えが反映されるよう、本人のエンパワメントと社会参加を推進するため、次の事業を実施します。

- ①支援者の養成
- ②ピアサポーター養成事業
- ③本人向け情報誌「ステージ」の発行・普及
- ④各種施策並びに本会の活動に対する本人参画支援
- ⑤全国大会の本人分科会等の企画・参加支援

### (9) 文化・スポーツの振興

知的障害のある人たちの文化活動やスポーツの振興を図るため、次の事業を実施します。

- ①全国障害者スポーツ大会への協力
- ②各種スポーツ大会への協力
- ③スペシャルオリンピックス活動への協力

### (10) 国際交流・活動

本人・家族の国際交流の推進と国際的活動への参加・協力のため、次の事業を実施します。

- ①国際育成会連盟(I・I)の活動への参加・協力並びに第 15 回世界会議(ドイツ・ベルリン大会)への参加・協力
- ②「アジア太平洋障害者の十年」の活動推進
- ③アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)会議への参加
- ④アジア太平洋フォーラム(APDF)総会への参加
- ⑤アジア太平洋障害開発センター(APCD)による専門家の派遣並びに受入れ等の活動協力
- ⑥JANNET(障害分野 NGO 連絡会)への協力
- ⑦海外の関係団体との交流促進

### (11) その他

その他、必要に応じて、本会の運動・活動を推進するための事業を行います。